

第4節 放送政策の展開

1 放送コンテンツ流通の促進

1 放送コンテンツの海外展開

放送コンテンツの海外展開は、単なる放送番組の輸出にとどまらず、放送コンテンツを通じた日本の製品・サービスへの好影響や訪日外国人観光客の増加といった大きな波及効果が期待でき、国家戦略としての「クール・ジャパン戦略」、「ビジット・ジャパン戦略」、「地方の創生」、「日本文化・日本語の普及」にも大きく貢献するものである。これに加えて、ソフトパワーを通じた日本に対するイメージ向上にも寄与し、外交的な観点からも極めて重要である。

我が国のコンテンツ市場は、ここ数年間は約11兆円規模で推移してきており（平成25年：11兆2,951億円（そのうち、放送コンテンツの占める割合は33%））、世界有数の市場規模を有している一方、海外輸出はその市場規模に比して進んでいないのが現状である。

このような状況を踏まえ、今後成長が見込まれるアジア新興国の旺盛な外需を取り込み、我が国の経済成長や地域経済の活性化に貢献するため、「放送コンテンツの海外展開の促進」を成長戦略の大きな柱の一つとして位置付け（「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）、「2018年度までに、放送コンテンツ関連海外市場売上高を2010年度（66.3億円）の約3倍に増加させる」という国家目標を掲げており、平成25年度の放送コンテンツ関連海外市場売上高は約106億円（実績値）となっている。

このような中、平成25年8月に放送コンテンツの海外展開をサポートする官民連携の横断的組織として、放送局や権利者団体、商社、広告代理店といった幅広い関係者が参画した「一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構」（BEAJ）^{*1}が設立された。当面の戦略として、ASEAN主要国において地上波等の効果的なメディアの放送枠を確保し、魅力ある日本の放送コンテンツを継続的に放送することを掲げており、関係機関（クールジャパン機構、日本政府観光局（JNTO）、国際交流基金等）とも密接に連携しながら取組を進めているところである。

総務省では、BEAJとも密接に連携しながら、放送コンテンツの海外展開の取組を強化しているところである。具体的には、平成25年度補正予算において、周辺産業と連携しながら地域の魅力を伝える放送コンテンツを製作し、継続的に発信する取組に対して支援を実施した^{*2}。また、平成26年度補正予算においても、関係省庁（外務省、経産省、観光庁）とも連携して、地域の魅力を伝える放送コンテンツ等の製作・現地化（字幕付与等）から継続的な発信・プロモーション活動に至るまで、一体的、総合的かつ切れ目なく支援を実施することとしている^{*3}。

また、放送コンテンツは、関係する権利者が広範にわたるため、海外展開に当たってはその権利者の許諾を円滑に得ることが重要な課題であった。この課題を解決するため関係権利者が協力し、「一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構（aRma（アルマ）」）が設立され、権利処理窓口の一元化を実現した。また、政府としても、順次権利処理の窓口機能の集約化、システム化を支援しており、aRmaは、平成27年4月から著作権の管理や利用料の分配を事業として開始し、民間での自走化を達成した。

さらに、権利処理の効率化、迅速化の推進のため、放送局と権利者（実演家、原盤権制作者）が協力し、実証実験を実施中である。

2 放送コンテンツの製作取引適正化

総務省では、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を策定しており、「放送コンテンツ製作に係わる番組製作会社のインセンティブや創意工夫の意欲を削ぐような取引慣行の改善を行い、番組製作に携わる業界全体の向上を目指している。

*1 BEAJ: Broadcast Program Export Association of Japan (<http://beaj.jp>)

*2 平成25年度補正予算「放送コンテンツ海外展開強化促進モデル事業」：21.0億円

*3 平成26年度補正予算「地域経済活性化に資する放送コンテンツ等海外展開支援事業」：16.5億円

また、必要に応じて「放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討会」を開催し、番組取引の実態調査・ガイドラインの周知啓発やフォローアップを行っている。

2 放送サービスの高度化

光ファイバ、衛星その他有線・無線メディアにおける伝送容量や、CPUの処理能力の飛躍的向上など、通信・放送サービスをとりまく環境は大きく変化し、個々のサービスの高度化に加え、通信・放送相互の連携による利便性の高いサービスの提供が、更に容易に実現可能な状況となっている。総務省は、こうした状況を踏まえ、放送サービスのさらなる高度化に向けた具体的な方策を検討するため、「放送サービスの高度化に関する検討会^{*4}」を開催し、「4K・8K（スーパーハイビジョン）」、「スマートテレビ」及び「ケーブル・プラットフォーム」の3分野について検討を行い、平成25年6月にとりまとめを行った。

同検討会においては、4K・8Kや次世代のスマートテレビのサービスの早期開始を目指し、映像関連産業の新事業・新市場を創出し、国際競争力を強化するために、下記の項目についてそれぞれ、実現すべき具体的な目標及びロードマップ、そのための推進体制が明確化された。

1 4K・8K

4K放送については2014年（平成26年）に、8K放送については2016年（平成28年）に、それぞれ試験的な放送を開始することを目指すロードマップが示された。このロードマップに沿い、平成25年5月に放送事業者、受信機メーカー、通信事業者等関係事業者により「次世代放送推進フォーラム」が設立され、同フォーラムが中心となり、4K・8Kの放送サービスの早期開始に向けて、伝送技術の検証やコンテンツ制作技術の検討等を連携して進めている。総務省においては、ロードマップ策定以降の状況変化を踏まえて、ロードマップのさらなる具体化、加速化及び課題解決のための具体的方策の検討を進めることを目的として、平成26年2月から「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合^{*5}」を開催しており、同年9月に中間報告（新たなロードマップ）を公表した。新たなロードマップでは、2015年（平成27年）にCS・ケーブルテレビ・IPTV等による4K実用放送開始、2016年（平成28年）にBS放送による4K・8K試験放送開始、2018年（平成30年）までの可能な限り早期にBS等による実用放送開始を目標としており、これに沿って、平成27年3月からCSによる4K実用放送が開始されるなど、4K・8K放送の普及は着実に進展している。

同中間報告は、放送分野における4K・8Kの推進とともに、産業全体における4K・8Kの利活用の可能性についても検討するとしていることから、美術分野における4K・8K利活用の事例を海外で具体的に示すことを目的として、平成27年2月から3月までの間、世界有数の美術館である米国フィラデルフィア美術館において8Kによる演出を行った。

4K・8Kに対応した超高精細度テレビジョン放送（UHDTV）の実用化、普及促進等を図るため、より効率的な伝送を可能とする最新技術の導入等、必要な技術的条件を取りまとめることを目的に、平成25年5月に情報通信審議会放送システム委員会において検討が開始され、現時点で円滑なサービス導入が可能と考えられる技術等について検討された結果、総務省は平成26年3月、情報通信審議会より「放送システムに関する技術的条件」の「超高精細度テレビジョン放送システムに関する技術的条件」のうち「衛星基幹放送及び衛星一般放送に関する技術的条件」について一部答申を受けた。またケーブルテレビにおいても、UHDTVを実施するために必要な技術的条件を取りまとめることを目的に、平成26年8月に情報通信審議会放送システム委員会において検討が開始され、平成26年12月に、情報通信審議会より「ケーブルテレビシステムの技術的条件」のうち「ケーブルテレビにおける超高精細度テレビジョン放送の導入に関する技術的条件」について一部答申を受けた。当該一部答申を踏まえ、平成27年2月に電波監理審議会における改正省令案の諮問・答申を経て、平成27年3月に関係する省令・告示を改正した。

さらに、2020年頃の8Kの実用化に向けた放送の規格化や放送機器の開発に関して、無線システムを使った放送素材伝送を行う放送事業用無線局（FPU）の開発は、機動性や回線設定の柔軟性の確保のため喫緊の課題となっている。そのため、総務省では、十分な伝送容量を確保できる120GHz帯の周波数帯を使用した無線シ

*4 放送サービスの高度化に関する検討会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/bcservice/index.html

*5 4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/4k8kroadmap/index.html

システムの導入について、平成25年12月に電波監理審議会における改正省令案の諮問・答申を経て、平成26年1月に省令を改正した。

2 スマートテレビ

これまでのスマートテレビとは差別化された、新たな放送・通信連携サービスを可能とする「次世代スマートテレビ」の普及を推進し、新たなビジネスモデル等の創成、市場の活性化等につなげるため、「視聴者の安全・安心の確保」と「オープンな開発環境整備」を実現する推進体制を整備することが示され、この推進体制として、平成25年7月に次世代スマートテレビ推進センターが一般社団法人IPTVフォーラム内に設置された。次世代スマートテレビ上で動作する放送連動型アプリケーションの実現のために必要となる諸条件の具体化に関する体制も一般社団法人次世代放送推進フォーラム内に立ち上がり、平成26年2月にリモート視聴に関する要件が策定された。また、平成25年12月から平成26年3月までの間には、視聴者の利便性及び安全・安心なサービスの提供を考慮しつつ、放送番組と多様なウェブ・アプリケーションが連動したり、テレビとスマートフォン/タブレットが連携するスマートテレビの推進に向けて、ハイブリッドキャスト技術を活用した実証実験「Hybridcast 2014^{*6}」を実施した。

また、平成27年1月から3月にかけては、緊急・災害情報や観光情報を含む公共・地域情報など、地域ニーズに応え、公共性かつ社会性の高い情報を発信するアプリケーション配信に関する実証事業を実施した。

なお、ハイブリッドキャストの実用サービスに関しては、平成25年9月2日よりNHKで開始されたのを皮切りに、民放においてはTBSテレビ（平成26年10月1日開始）、日本テレビ（平成26年12月5日開始）、フジテレビ（平成27年1月30日開始）により、サービスが開始されている。

3 ケーブル・プラットフォーム

ケーブルテレビは、その加入世帯数が我が国の全世帯の過半数（約2,800万世帯）を超える地域の重要な総合情報通信メディアであるが、昨今の映像配信分野等における国内外での競争の激化の中で、一層のサービスの高度化、効率化が求められている。そのため、前述の検討会取りまとめを踏まえ、平成25年度より、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟を中心に、ケーブルテレビの共通基盤である「ケーブル・プラットフォーム」の実現、発展に向けた取組が行われている。ケーブル・プラットフォーム事業者によるIP-VODサービスのほか、平成26年6月以降、ケーブルテレビ業界全体として4K試験放送を順次実施しており（実施箇所：53事業者65箇所以上）、今後もケーブル・プラットフォームの機能の拡充、地域連携や新たなサービスへつながる共通ID連携機能の実現、4K・8Kやスマートテレビ等の放送サービスの高度化への対応等、更なるサービス提供に向け取り組んでいくこととしている。

3 放送ネットワークの強靱化

東日本大震災において、放送は災害情報の提供をはじめとして国民が安心・安全に生活する上で大きな役割を果たした。特にラジオは災害時における有用性が強く認識されたが、同時に、低地・水辺に立地する中波（AMラジオ）送信所の防災対策の必要性が明らかになった。

また、放送がその役割を発揮するためには国民にあまねく届くことが必要であるが、電子機器等の普及や建築構造の変化がAMラジオの新たな難聴要因になっている。施設の老朽化や広告市場の縮小等の環境変化も生じている。

総務省は、こうした状況を踏まえ、平成25年2月から「放送ネットワークの強靱化に関する検討会^{*7}」を開催し、今後とも放送が災害情報等を国民に適切に提供できるよう、放送ネットワークの強靱化策等について検討を行い、同年7月に中間取りまとめを公表した。取りまとめでは、①放送ネットワークの強靱化、②経営基盤の強

^{*6} 放送・通信連携によるスマートテレビの実証実験「Hybridcast 2014」の実施：
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu04_02000033.html
 「放送・通信連携によるスマートテレビを活用した公共・地域情報等を発信するアプリケーション効果検証に関する企画の公募の結果」：
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu04_02000039.html

^{*7} 放送ネットワークの強靱化に関する検討会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/kyoujinka/index.html

靱化（再編促進）、③自治体との連携強化、④新たなアイデアによる事業展開の推進について提言がなされた。

このうち、①放送ネットワークの強靱化については、本提言等を踏まえ、「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針^{*8}」を同年9月に公表し、この基本的方針を踏まえ、基幹放送用周波数使用計画の一部変更^{*9}を同年12月に行うとともに、「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針^{*10}」を平成26年1月に公表した。

これらの基本的方針を踏まえ、同年4月に放送法施行規則等の一部改正等^{*11}により、FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備を行った。

また、放送ネットワークの強靱化に向けた放送事業者や地方公共団体等の取組を支援するため、総務省は、平成26年度から、「放送ネットワーク災害対策促進税制」を創設するとともに、平成25年度補正予算に引き続き「放送ネットワーク整備支援事業」を実施（図表8-4-3-1）。また、電波利用料財源を活用して「民放ラジオ難聴解消支援事業」を実施している（図表8-4-3-2）。

図表8-4-3-1 放送ネットワーク整備支援事業（一般財源）

被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現する。

1 施策の概要

(1) 施策の背景

東日本大震災をはじめ、深刻な災害（地震、台風、豪雨、竜巻等）が頻発していることや、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模災害発生の可能性が指摘されていることを踏まえ、放送ネットワークの強靱化を推進し、住民が地方公共団体等から災害関連情報等を確実に入手できるような環境を構築する。

(2) 施策の具体的内容

放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、次の費用の一部を補助

- ①放送局の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備費用（地上基幹放送ネットワーク整備事業）
- ②ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備費用（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業）

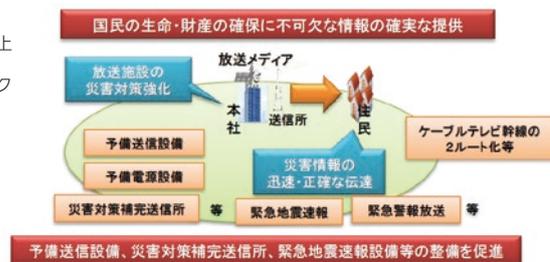
(3) 補助率

- 地方公共団体 補助率 1/2
第3セクター、地上基幹放送事業者等 補助率 1/3

2 所要経費

	平成27年度	平成26年度補正
一般会計	1.0億円	3.3億円

(※) 平成25年度補正予算では「地域ICT強靱化事業」21.3億円の内数として措置されており、執行額は地上基幹放送7.0億円、ケーブルテレビ3.3億円。



図表8-4-3-2 民放ラジオ難聴解消支援事業（電波利用料財源）

国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消し、電波の適正な利用を確保する。

1 施策の概要

- (1) 放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー」（第一情報提供者）として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要。
- (2) ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しており、その解消が課題。
- (3) 平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助。

2 スキーム（補助金）

(1) 事業主体

民間ラジオ放送事業者、自治体等

(2) 補助対象

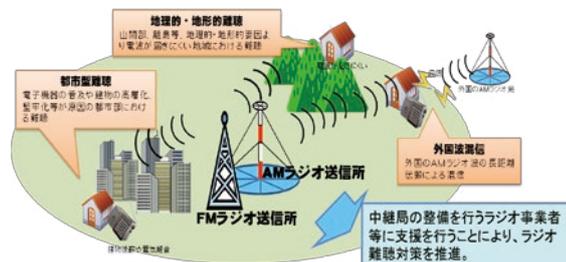
難聴対策としての中継局整備

(3) 補助率

- ・地形的・地形的難聴、外国波混信 2/3
- ・都市型難聴 1/2

3 所要経費

	平成27年度予算額	平成26年度予算額
一般会計	14.5億円	11.8億円



*8 V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針の公表及び意見募集の結果：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu09_02000074.html

*9 移動受信用地上基幹放送等に係る制度整備（案）に対する意見募集の結果並びに当該制度整備（案）の一部に係る電波監理審議会への諮問及び答申：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000061.html

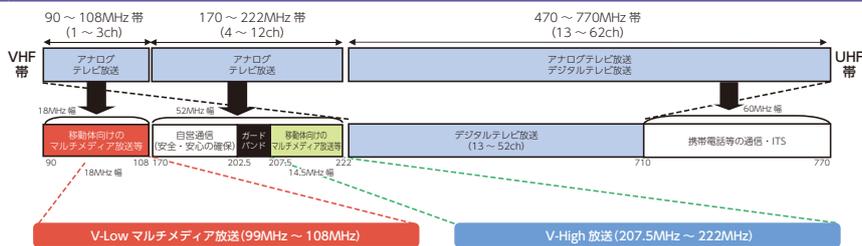
*10 AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針（案）に対する意見募集の結果：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu08_02000092.html

*11 放送法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る電波監理審議会への諮問及びその答申並びに意見募集の結果：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu09_02000093.html

4 新たな周波数帯での新放送メディアの展開

総務省は、地上テレビジョン放送をアナログからデジタルに移行したことに伴い、地上アナログ放送の終了及びデジタル放送のチャンネルの再配置により空いた周波数帯に携帯電話などを割当てするなど、周波数の有効利用を図っている。地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い利用可能となるVHF帯（超短波帯）を用いて実現を図る「移動受信用地上基幹放送」は、携帯端末や車載型の受信機で、移動しながらでも情報を入手できる「携帯性・移動性」と、不特定多数に対して同時に情報を提供することができる「放送」という機能を有する新たなメディアとして期待されている。また、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせた、従来にはない新しい放送番組が期待されている。このうち、207.5～222MHzの周波数帯を用いる「V-High放送」は、全国を対象とした放送であり、既に一部の周波数帯を利用してサービスが開始されている。一方、99MHzから108MHzの周波数帯を用いる「V-Lowマルチメディア放送」は各地方の都道府県からなる「地方ブロック」を対象とし、地域密着の生活情報や安心安全情報等を放送する「地方ブロック向け放送」として、地域の活性化やより安心安全な社会の実現に寄与することが期待されている（図表8-4-4-1）。

図表8-4-4-1 地上デジタル放送移行後の空き周波数の有効利用



1 V-High放送の推進

V-High放送については、(株) mmbiが、「NOTTV」のサービス名で、平成24年4月から放送サービスを開始している。未使用の周波数について、いわゆるソフト事業者の参入に向けて、平成25年8月からV-High放送業務に係る参入希望調査を実施した上で、同年12月からV-High放送業務の認定申請を受け付けた。その結果、平成26年4月、5者からの6番組、12セグメントに及ぶ全申請が認定され、平成27年4月に放送が開始された。

2 V-Lowマルチメディア放送の推進

平成25年12月に99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針等を制定するなど、一連の制度整備を完了し、いわゆるハード事業者の特定基地局の開設計画に係る認定申請を受け付けた。その結果、平成26年7月15日に(株) VIPの開設計画を認定。今後は、いわゆるソフト事業者についての認定等を進めていく予定である。

5 放送インフラにおける安全・信頼性の確保

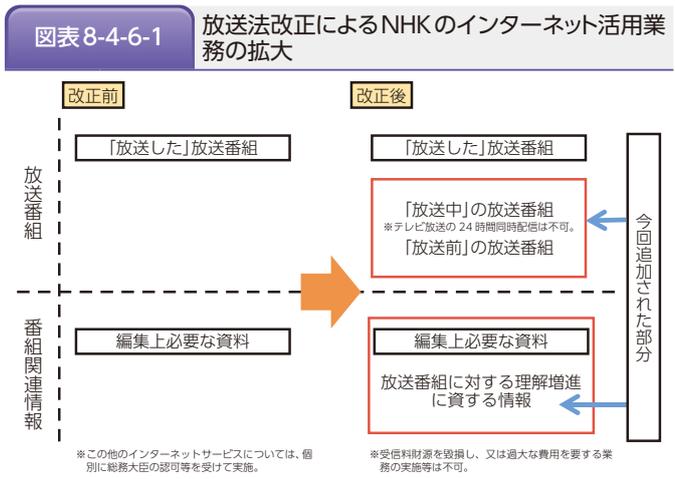
放送は、日頃から国民生活に必要な情報をあまねく届け、災害や国民的な関心事に関する重要な情報を広範な国民に対し瞬時に伝達できることから、極めて高い公共性を有する社会基盤の一つとなっており、放送設備に起因した放送の業務への支障を防ぐことが重要である。このような背景を踏まえ、平成22年12月に第176回国会（臨時会）において、放送中止事故の防止等、安全・信頼性を確保し、放送の公共的役割をより十全に発揮させることを可能とする観点から、「放送法」に放送設備に対する技術基準、設備に起因する重大な事故の報告等に関する規定を設ける旨の法案が可決、成立した。これを受け、総務省は同月、情報通信審議会に「放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件」を諮問した。情報通信審議会において、東日本大震災による放送設備の被災状況に関する分析も踏まえた審議の結果、総務省は平成23年5月に「放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件」のうち「地上デジタルテレビジョン放送等の安全・信頼性に関する技術的条件」について一部答申を受けた。総務省では、平成23年6月の改正放送法の施行に合わせて、一部答申に基づく技術基準、報告対象となる

重大な事故等に係る規定を整備した。現在、これらの規定に基づき、放送事業者に対して放送設備を適切に維持することを義務づけるとともに、重大な事故の発生時にはその原因を明らかにして再発防止を徹底させる等、積極的な取組を推進しているところである。

6 放送政策に関する諸課題

総務省では、平成26年8月から「NHK 海外情報発信強化に関する検討会」を開催し、日本のプレゼンスを高め、その魅力や考え方を広めて日本に対する理解を深めてもらう観点等から、外国人向けテレビ国際放送（NHK ワールドTV）の一層の充実強化を図るための実施体制、財源等及び、放送コンテンツの海外展開に向けた取組と相まった海外情報発信強化について検討を行い、平成27年1月に中間報告^{*12}を取りまとめた。

NHKのインターネットを通じて放送番組等を提供する業務については、平成26年6月に成立し、平成27年4月から施行された改正放送法により、NHKが自ら定め、総務大臣の認可を得た「実施基準」に基づき、「放送した」放送番組のみならず、「放送中」の放送番組（国内テレビ放送の24時間同時配信を除く。）や「放送前」の放送番組も配信が可能となった。平成26年11月にNHKから認可申請があった「実施基準案」については、①これまで実施してきた国内ラジオ放送や国際放送の同時配信のほか、国内テレビ放送の一部について、同時配信の「試験的な提供」を実施すること、②一般利用者向けに受信料財源で実施する業務の費用について、受信料収入の2.5%を上限とすること等が定められており、総務省においてこれに対する考え方について意見募集を実施した上で、電波監理審議会への諮問・答申を経て、平成27年2月に大臣認可を行った。NHKにおいては、平成27年4月から新たな実施基準に基づきサービスを開始した（図表8-4-6-1）。



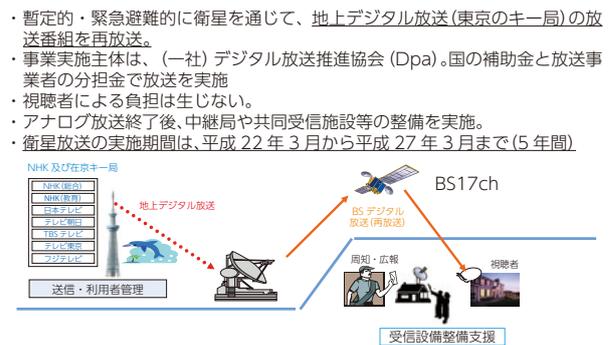
アナログ放送からデジタル放送への移行により、デジタル放送が視聴できないデジタル難視世帯を解消するため、総務省と放送事業者で組織する全国地上デジタル放送推進協議会は、総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）を中心として高性能アンテナの設置、共同受信施設の設置等の対策（図表8-4-6-2）を実施するとともに、デジタル難視対策が完了するまでの暫定的な措置として、平成22年3月から地デジ難視対策衛星放送（図表8-4-6-3）を実施した。デジタル難視世帯の対策は、平成27年3月31日までに完了し、地デジ難視対策衛星放送についても同年3月31日に終了した。なお、福島県の前発避難区域等については、避難されていた住民の方の帰還状況に応じて、平成27年度以降も必要な対策を実施することとしている。

同様に、地上デジタル放送への円滑な移行に寄与するものとして、平成27年3月までの暫定的な措置として総務省から有線テレビジョン放送事業者に要請を行ったデジアナ変換サービスについても、平成27年3月（一部地域においては4月末）までにサービスを終了した。

図表 8-4-6-2 デジタル難視対策の手法例



図表 8-4-6-3 地デジ難視対策衛星放送の概要



*12 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000044.html